

〔平成23年4月5日第1回特別部会提出資料「参考資料2」〕

3号不整合記録問題に関連するこれまでの行政実務、判例等の考え方

1. 誤った裁定があった場合の取扱いについて

- 従来の行政実務においては、法律による行政の原理に基づき、裁定が誤っていることが判明した場合には、原則としてこれを取り消した上で再裁判を行い、その結果、年金が減額となる場合には、既に支払った年金の過払い分は、不当利得として返還（時効にかかる過去5年分）を求めているところである（このような取扱いは裁判例でも認められている（資料1ページ）。

（注）裁定は、年金給付を受ける権利があることを確認する処分であるため、誤った裁定が行われたからといって、それにより法の規定とは異なる財産権が発生するわけではない。

2. 誤った裁定の取消しと信義衡平の原則について

- 法律による行政の原理に基づけば、誤った裁定は取り消して再裁判を行うことになる。ただし、取り消されるべき行政処分の性質、相手方その他利害関係人の既得の権利利益の保護、当該行政処分を基礎として形成された新たな法律関係の安定の要請などの見地から、条理上取消しが許されず、又は、制限される場合があることは、これまで、裁判例（資料3～6ページ）・学説においても確立している（信義衡平の原則）。

3. いわゆる「運用3号」の取扱いに関する法的な考え方について

- いわゆる「運用3号」の取扱いについては、仮に、現行法に基づき、事実に合わせて3号不整合記録を全て遡って職権で訂正した場合には、多くの年金受給権者及び被保険者に不測の不利益を生じさせ、年金制度に対する国民の信頼をも損ねる結果になることから、あえて、現状の年金記録を変更せずに尊重することにより、国民に大きな負担を強いることなく、現行の年金制度を運用しようとするものであり、このことが法的に許されないものではないとしている（資料7ページ）。

4. 既裁定年金の減額について

- 正しく裁判が行われた年金受給権は、憲法第29条に規定する財産権であり、既裁定の年金額について、法律改正により将来に向けて一定の減額を行う際に、財産権侵害となるか否かが論点となつた事例がある。
- 財産権といえども、公共の福祉を実現しあるいは維持するために必要がある場合には、法律による制約を加えることが憲法上許されるときがあることは、これまでの裁判例により示されてきている（資料8～10ページ）。
- ただし、財産権への制約が憲法上容認されるためには、財産権の性質、財産権変更の程度や変更により保護される公益の性質などを総合的に勘案し、合理的な制約として容認されるかが具体的な判断基準とされており、これまでの年金制度改正においても、これらを踏まえて、既裁定年金の減額を行った例がある（資料11ページ）。

[目 次]

1. 誤った裁定を取り消し、再裁定を行い、さかのぼって年金を減額することが認められた事例（平成 16 年 9 月 7 日東京高等裁判所判決）	1
2. 誤って加入させた国民年金の被保険者資格をさかのぼって取り消すことが、信義衡平の原則により認められないとされた事例（昭和 58 年 10 月 20 日東京高等裁判所判決）	3
(参考 1) 受給権を得る前における被保険者資格の取消しが認められた事例（昭和 63 年 2 月 25 日東京地方裁判所判決）	5
(参考 2) 違法な行政処分であっても、その取消しの際には比較衡量が必要になることが示された事例（昭和 43 年 11 月 7 日最高裁判所判決）	6
3. いわゆる「運用 3 号」の取扱いに関する法的な考え方（平成 23 年 2 月 17 日阿部知子君提出「第三号被保険者の不整合記録に関する質問主意書」より）	7
4. 既裁定年金の減額に関する考え方 (平成 13 年 3 月 13 日鉢呂吉雄君提出「農業者年金制度改正における受給者の負担等に関する質問主意書」より)	8
(参考 1) 昭和 53 年 7 月 12 日最高裁大法廷判決	10
(参考 2) 国会議員互助年金廃止法・被用者年金一元化法案における既裁定年金の減額について	11

1. 誤った裁定を取り消し、再裁判を行い、さかのぼって年金を減額することが認められた事例

(平成 16 年 9 月 7 日東京高等裁判所判決)

1. 事案の概要

- 昭和 52 年 5 月に障害厚生年金の支給の裁定がなされ、その支給を受けていた受給者について、その後、誤った年金記録に基づく裁定であったことが明らかとなつたため、平成 13 年 9 月に当初の裁定を取消し、受給権発生時までさかのぼって年金を減額する再裁判処分を行つたことが違法であるとして、国を訴えた事案。

2. 判決の内容

- 被控訴人（障害厚生年金の受給者）の請求を棄却。

1 一般に、行政処分は適法かつ妥当なものでなければならぬから、いったんされた行政処分も、後にそれが違法又は不当なものであることが明らかになった場合には、法律による行政の原理又は法治主義の要請に基づき、行政行為の適法性や合目的性を回復するため、法律上特別の根拠なくして、処分をした行政庁が自ら職権によりこれを取り消すことができるというべきであるが、ただ、取り消されるべき行政処分の性質、相手方その他の利害関係人の既得の権利利益の保護、当該行政処分を基礎として形成された新たな法律関係の安定の要請などの見地から、条理上その取消しをすることが許されず、又は、制限される場合があるというべきである。

そして、授益的な行政処分がされた場合において、後にそれが違法であることが明らかになったときは、行政処分の取消しにより処分の相手方が受ける不利益と処分に基づいて生じた効果を維持することの公益上の不利益とを比較考量し、当該処分を放置することが公共の福祉の要請に照らし著しく不当であると認められるときには、処分をした行政庁がこれを職権で取り消し、溯及的に処分がされなかつたのと同一の状態に復せしめることが許されると解するのが相当である。

2 (一) これを前裁定（前裁定は、法 33 条の規定に基づく社会保険庁長官の支給裁定であり、それにより受給権が具体化し、現実に給付を受け得るに至るものであるから、授益的な行政処分ということができる。）についてみると、そもそも法は、労働者の老齢、障害又は死亡について保険給付を行い、労働者及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とし（法 1 条）、被保険者及び事業主が拠出する保険料によって保険給付がまかなわれる社会保険制度である（法 82 条 1 項）。このような厚生年金保険制度の目的や仕組みに照らすと、これを所管する政府としては、年金財源が限られていることを踏まえ、無駄のない効率的な制度の運営を行い、年金の過誤払によって受給権者間の平等、公平が害されることがないよ

うにすることを強く要請されているものというべきである。

(略)

このような、法の趣旨にかんがみると、法は、年金の過誤払があった場合には、年金財源確保の見地から、可及的に返還を求めるべきことを公益上の必要としていることが明らかである。したがって、年金給付の裁定に当たって年金額決定の基礎に誤りがあり、本来の年金額よりも多額の裁定がされて支給された場合に、そのような年金の支給を容認することは、法の趣旨に反することが明らかであり、かかる違法な裁定の効果をそのまま維持することは、不当、不公平な結果を招来し、公益に著しく反するものといわなければならない。

(二) もっとも、支給裁定が取り消されれば、その効力が遡及的に失われるから、受給権者は、それに基づいて支給を受けた利益が現存する限り、これを返還しなければならない立場に立たされ、あるいは、将来支給を受け得る年金額についての期待を裏切られることになって、不測の損失を被る場合があり得ることは否定できない。

(略)

しかし、前裁定に基づく年金の支給を受け得たという被控訴人の利益が害されることになるとはいっても、それは、本来被控訴人において保持することが許されない利益が奪われることを意味するにすぎないのであり、そのような利益は、本来的には法的な保護に値しないものである。そして、控訴人国は、被控訴人に対して、前記過払金のうち本件再裁定からさかのぼって5年間の分109万0033円について、内払調整による返還を求めているところ、控訴人国が、上記金額の限度で、しかも、本来過払金は一括返還をするのが原則であるにもかかわらず、内払調整という分割返済の方法による返還を求めるに止めていることは、返還請求を受ける被控訴人の不利益、生活への影響に配慮したものということができ、被控訴人が前裁定の取消しによって受ける不利益を緩和する措置の一つであるということができる。また、保険給付を受ける権利についての控訴人社会保険庁長官の支給裁定は、法の規定に基づき発生した受給権を確認する確認的処分であり、それによって受給権が新たに発生するものではないし、これにより第三者との間で新たな法律関係が形成されるものではないから、既得権の侵害や第三者との間の新たな法律関係が害されることはない。

(三) 以上によれば、前裁定を取り消すことなくその効果をそのまま維持することによって生ずる公益上の不利益は、前記のとおり極めて大きいといわなければならないのに対して、これを取り消すことによる不利益は、上記の範囲にとどまるのであって、両者を比較考量すれば、前裁定を取り消すことなく放置することは、公共の福祉の要請に照らし著しく不当であるといわなければならない。

2. 誤って加入させた国民年金の被保険者資格をさかのぼって取り消すことが、信義衡平の原則により認められないとされた事例

(昭和 58 年 10 月 20 日東京高等裁判所判決)

1. 事案の概要

- 控訴人X（原告）は、明治 43 年生まれの在日韓国人であるが、昭和 36 年 2 月頃 東京都荒川区長に対し、国民年金の強制加入被保険者としての資格取得届を提出し 受理された。Xは、昭和 36 年 4 月から昭和 47 年 7 月まで、合計 130 カ月にわたり 保険料合計 3 万 3,100 円を納付した。昭和 51 年 10 月 7 日、Xが荒川区長を介して 老齢年金の支払裁定請求をしようとした際、同区長はXが日本国籍を有しないもの であることを初めて知るに至ったため、東京都知事はXに対し昭和 35 年 10 月 1 日 に遡って被保険者資格を取消す旨の処分をした。その後、Xは社会保険庁長官に老 齢年金の裁定請求をしたが、Xは被保険者期間を有しないとの理由でこれを却下す る処分をした。これに対して、裁定請求却下処分の取消しを求めた案件。

2. 判決の内容

- 裁定却下処分を取り消す。

控訴人が国民年金被保険者としての手続をしたのは荒川区の国民年金勧奨員の 劝誘によるものであつて、控訴人側では右勧奨員に控訴人が韓国籍であることを告 げており、右手続をしたことについて控訴人側に責めるべき事情がないこと、控訴 人は国民年金被保険者の義務たる保険料の支払をすべて終了していること、行政当 局は昭和三六年から昭和五一年まで一五年余にわたつて控訴人を国民年金被保険 者ないし六〇歳に達したことにより右資格を喪失した者とて取扱つたことが認 められる。右のような経過に弁論の全趣旨をも合わせると、控訴人は、自己に国民 年金被保険者の資格があると信じ、将来被控訴人が老齢年金等の給付をするものと 期待し信頼して、右期待・信頼を前提に保険料の支払を続けたことが明らかであり、 また、右経過からみて控訴人がそのように信じたことをあながち軽率であつたとい うことはできない。右のような信頼関係が生じた当事者間において、その信頼関係 を覆すことが許されるかどうかは、事柄の公益的性格に考慮をも含めた信義衡平の 原則によつて規律されるべきものであり、特に、拠出制の国民年金制度においては、 被保険者の保険料負担と老齢年金等の給付はある程度対価的関係にあるから、この 点からも、控訴人の右信頼は法的保護を要請されるものである。なお、控訴人が支 払つた保険料の全額が控訴人に返戻されただけでは、控訴人の右信頼を擁護したこ とにならないことはいうまでもない。（略）

そして、右信義衡平の原則に従うと、以上認定した事実関係のもとにおいては、 控訴人と行政当局の間で生じた右のような信頼関係を行政当局が覆すことができ

るのは、やむを得ない公益上の必要がある場合に限られ、右以外には許されないと解すべきである。控訴人は国籍要件を欠いているが、国籍要件をあらゆる場合につき維持・貫徹することは、右やむを得ない公益上の必要には当らない。

(参考1) 受給権を得る前における被保険者資格の取消しが認められた事例
(昭和63年2月25日東京地方裁判所判決)

1. 事案の概要

- 原告Xは大正13年生まれの韓国人であるが、昭和40年8月に東京都大田区長に対して国民年金被保険者資格取得の届出をしたところ、受理され、その結果、昭和40年4月から昭和56年9月まで、国民年金保険料198か月分を納付した。ところが、東京都福祉局国民年金部長は、昭和56年12月18日付けの過誤納額還付通知により、原告は日本人でないから国民年金の被保険者資格がなく、これまでに納めた保険料については還付請求するようにと通知した。これに対して、原告は、①満60歳になる昭和59年2月までの国民年金被保険者資格の確認、②保険料納付義務の確認等を求めて提訴した案件。

2. 判決の内容

- 原告の請求を棄却。(資格取消しを認めた。)

もっとも、国民年金法の規定だけからすると、国民年金の被保険者資格を有しない者についても、自己に国民年金の被保険者資格があると信じ、将来国民年金の老齢年金あるいは通算老齢年金（以下単に「老齢年金」という。）を受給できるものと期待、信頼して、長期間にわたり保険料の納付を継続してきた場合において、国において、その保険料を異議なく受領するなど右の者が国民年金の被保険者資格を有するとの取扱いを続けながら、後になって、法律の規定を盾に被保険者資格の存在を否定することが許されないときが全くないとは断定しえない（別件判決参照。なお、同判決については後に触れる。）。しかし、国民年金の被保険者資格が明文をもって規定されている以上、仮に法律の明文規定に反しても国民年金の被保険者資格の存在を否定する事が許されないとするためには、法律秩序全体から見て、その者の信頼が法律の個々の明文の規定の適用を排除しても保護されねばならないと解すべき特段の事情がなければならぬのは当然である。

ところで、原告が本件において問題にしている老齢年金は、被保険者資格を有する者であっても、法の定める期間以上の期間保険料を納付しない限り、この受給権が生じないものであり、したがって、被保険者資格を有する者であっても、保険料の納付が法の定める期間に達していない者は、将来法の定める期間以上の期間保険料を納付した時に初めて老齢年金を受給することができる権利を取得するもので、その時までは、老齢年金受給についてのいわば期待的な権利を有するにとどまるということができるるのである。

（略）

そうすると、原告は、仮に日本国民であるとしても、老齢年金受給についての期待的な権利を有していたに過ぎなかつたものというほかはない。確かに、あとわずか八か月の保険料を納付すれば、受給権を得るという段階には達してはいたのであるから、その期待的な権利はそれ自体相当なものであることは否定できないところであるが、なおこの段階では、法秩序全体の見地から、法律の明文規定の適用を排除しても原告を保護すべき特段の事情ありと解するには不充分と考える。

(参考2) 違法な行政処分であっても、その取消しの際には比較衡量が必要になることが示された事例
(昭和43年11月7日最高裁判所判決)

1. 事案の概要

- 原告は、自作農創設特別措置法により農地委員会が樹立した買収計画、売渡計画に基づき、ある者の農地（小作地）を買収した都知事から、その売渡しを受けた者である。その後、当該農地が、別な者の自作地であることが判明したことから、農地委員会が買収計画、売渡計画を取り消し、その旨を原告に通知したことに対し、原告が、当該取消しが無効であるとして、所有権確認等を求めたものである。

2. 判決の内容

- 原告の請求を棄却。（職権取消しを認めた。）

しかし、このような場合においては、買収計画、売渡計画のごとき行政処分が違法または不当であれば、それが、たとえ、当然無効と認められず、また、すでに法定の不服申立期間の徒過により争訟手続によってその効力を争い得なくなつたものであつても、処分をした行政庁その他正当な権限を有する行政庁においては、自らその違法または不当を認めて、処分の取消によって生ずる不利益と、取消をしないことによつてかかる処分に基づきすでに生じた効果をそのまま維持することの不利益とを比較考量し、しかも該処分を放置することが公共の福祉の要請に照らし著しく不当であると認められるときに限り、これを取り消すことができると解するのが相当である（昭和二八年（オ）第三七五号、同三一年三月二日第二小法廷判決、民集一〇巻二号一四七頁参照）。

しかも、自作農創設特別措置法の規定に基づく農地買収は、個人の所有権に対する重大な制約であるところ、かかる重大な制約は、その目的が自作農を創設して農業生産力の発展と農業経営の民主化を図ることにあるという理由によつて是認され得る強制措置であるから、かかる処分が、本件におけるごとく、法定の要件に違反して行なわれ、買収すべからざる者より農地を買収したような場合には、他に特段の事情の認められない以上、その処分を取り消して該農地を旧所有者に復帰させることが、公共の福祉の要請に沿う所以である。のみならず、原判決の適法に確定したところによれば、本件各農地の売渡を受けた上告人らは、本件各農地の従前地について政府売渡を原因とする所有権取得登記を経由しているとはいえ、該農地の引渡を受けていなかつたというのであるから、前記諸般の事情を勘案すれば、違法を買収処分によつて本件各農地の旧所有者たる前記訴外Fや同人からこれを買い受けた被上告人Bの蒙つた不利益は、違法を売渡処分に基づき本件各農地の所有者となつた上告人らが右処分の取消によつて蒙る不利益に比し著しく大であるというべきである。

それ故、これらの処分を取り消して本件各農地を旧所有者またはその買受人に復帰させることが、公共の福祉の要請に反するものと認めるべき特段の事情の存しない本件にあつては、D農業委員会が都知事の確認を得て本件各農地の買収計画および売渡計画を取り消したことは、是認することができ、原判決には所論の違法は認められない。

3. いわゆる「運用3号」の取扱いに関する法的な考え方 (平成23年2月17日阿部知子君提出「第三号被保険者の不整合記録に関する質問主意書」より)

問 過去にさかのぼって一律に救済する「運用3号」は、届け出主義を基調とする現行法に抵触すると思われるが、政府の見解を明らかにされたい。現行法に抵触しないというのであれば、「運用3号」の法的根拠を明らかにされたい。

厚生労働省の説明によれば、第1号被保険者に移行の届け出を行わず未納のままの対象者を救済する根拠として、制度が創設された昭和61年から平成10年3月までは「行政の取り組みがほとんど行われなかった期間」、平成10年4月から平成17年までは「行政の対応が不十分な期間」としている。

- (1) この「ほとんど行われなかった」あるいは「不十分」であることが、救済の理由であるとすれば、これは「行政の瑕疵」あるいは「行政の不作為」ということになると思うが、「行政の瑕疵」あるいは「行政の不作為」を認めるとすれば、その期間はいつからいつまでなのか。
- (2) 「行政の瑕疵」あるいは「行政の不作為」を認めないとするのであれば、その理由を明らかにされたい。
- (3) 「行政の瑕疵」あるいは「行政の不作為」を認めないとするのであれば、認めずに特定の対象者を一律救済することは可能なのか明らかにされたい。

答 国民年金法（昭和34年法律第141号）上、第3号被保険者は、その配偶者が第2号被保険者の資格を喪失したことにより、同法第7条第1項第1号に該当するに至った場合には、当該該当するに至った日から第1号被保険者となるものである。この場合、当該被保険者は、同法第12条第5項の規定に基づき、第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更の届出を行わなければならないこととされているが、当該届出を行わない場合に、職権で種別変更を行う義務が行政に課せられているわけではなく、また、同法上、当該届出についての周知義務が行政に課せられているわけでもないことから、当該届出を行わない場合の実際の被保険者種別と年金記録との不整合について法律に違反するような行政の瑕疵や不作為があったとは考えていない。

しかしながら、実際の被保険者種別と年金記録との不整合が生じている者に対する種別変更の届出の勧奨や当該勧奨に応じない場合の職権による種別変更に係る旧社会保険庁の取組が不十分であり、実際には第1号被保険者であった期間も含め、第3号被保険者としての年金記録を、事実上、真正な記録と認めて行ってきた同庁の対応を踏まえると、第3号被保険者期間として記録管理されていた期間が実際には第1号被保険者期間であった事実が事後的に判明した場合に、同法に基づき、当該事実に合わせてこれらの年金記録を過去に全て遡って職権で訂正することは、多くの年金受給権者及び被保険者に不測の不利益を生じさせ、年金制度に対する国民の信頼をも損ねることとなることから、御指摘の措置（以下「本件措置」という。）は、あえて、現状の年金記録を変更せずに尊重することにより、国民に大きな負担を強いることなく、現行の年金制度を運用しようとするものであり、このことが法的に許されないものとは考えていない。

4. 既裁定年金の減額に関する考え方

(平成13年3月13日鉢呂吉雄君提出「農業者年金制度改正における受給者の負担等に関する質問主意書」より)

1. 農業者年金改正のポイント

- 農業者年金は、国民年金の上乗せ給付として、農業者の老後の生活の安定及び福祉の向上に加え、農業経営の近代化（若返り）及び農地保有の合理化（農地の細分化防止・規模拡大）という目的を有していた年金制度。
- 平成12年3月末において、成熟度が270%を超えるに至っており、このままでは遅くとも平成14年度には支払不能となる事態が確実とされていたことから、制度の財政方式を賦課方式から積立方式に変更するとともに、既裁定者の農業者年金のうち経営移譲年金※について、平均9.8%の引下げを行い、従前額保障も行わないこと等の改正を行った。

※経営移譲年金…農業経営等に供している自分名義の農地等の所有権を後継者に移転するなどして、農業経営から引退した方に支給される年金。

2. 質問主意書の内容

- 上記の農業者年金の改正内容と憲法が保障する財産権との関係について質問主意書が提出されている。以下はその抜粋。

問1 公的年金制度における既裁定の年金は、憲法が保障する財産権との関係でどのように位置づけられるか。

答 公的な年金制度における既裁定の年金受給権は、金銭給付を受ける権利であることから、憲法第二十九条に規定する財産権である。

問2・3 受給者の年金を削減するということは、憲法上の財産権の侵害に当たらないのか。また、契約違反とはならないのか。

財産権たる既裁定の年金を減額することが認められるのは、どのような場合か。特に、今回の改正案を提出しようとする背景と言われている年金財政上の問題をもって減額することは妥当か。また、妥当とする場合、その理由は何か。

答 財産権といえども、公共の福祉を実現しあるいは維持するために必要がある場合に法律により制約を加えることが憲法上許されるときがあることは、これまで累次の最高裁判所の判例において示されてきたところである。

これらのうち、昭和五十三年七月十二日最高裁判所大法廷判決（以下「昭和五十三年最高裁判決」という。）では、法律でいったん定められた財産権の内容を事後の法律で変更しても、それが公共の福祉に適合するようにされたものである限り、これをもって違憲の立法ということができず、その場合、当該変更が公共の福祉に適合するようにされ

たものであるかどうかは、いったん定められた法律に基づく財産権の性質、その内容を変更する程度、及びこれを変更することによって保護される公益の性質などを総合的に勘案し、その変更が当該財産権に対する合理的な制約として容認されるべきものであるかどうかによって、判断すべき旨判示している。

問4 財産権たる既裁定の年金を減額することが認められたとした場合、その水準については、どのように考えるか（財産権の侵害には当たらないとする年金減額の水準の考え方）。

答 既裁定年金額の引下げは、受給者の老後の生活の安定、現役世代の負担能力、更には年金財政に占める国庫助成の割合などとの関連において、合理的と判断される範囲にとどまるべきものであると考えている。

問5 以上の問い合わせを踏まえ、農業者年金の受給者の年金額を九・八パーセント削減することが、財産権の侵害に当たらないとするならば、その根拠は何か。特に、農業者年金の加入要件につき、自分名義の農地等が五十アール以上の経営者を当然加入としていたこと等との関連から、その年金額を削減することの妥当性については、どう考えるか。また、年金額の削減が契約違反とはならないとする場合、その根拠は何か。

答 今回の農業者年金制度の改正における既裁定年金額の引下げ措置について、昭和五十三年最高裁判決で示された判断要素に沿って検討すると、

- 1 年金額引下げの対象となる年金は、経営移譲年金のみとしているが、これは老後の生活の安定への寄与のみならず農業経営の近代化や農地保有の合理化といった農業上の政策目的の達成という特別の性格を有し、その財源を専ら国庫助成で賄っているものであること
- 2 年金額引下げの水準は、月額二千円から四千円で、高齢夫婦世帯の消費支出の一パーセント程度にとどまり、農業者の老後の生活の安定が直ちに脅かされるものではないこと
- 3 年金額引下げ措置を講じない場合には、財政負担の更なる増加が不可避となるが、この措置を講じることにより、国民一般の負担の増加を避けることができるから、農業者年金制度が一定規模以上の農地等を保有する農業者を当然加入とするものであるとしても、当該引下げ措置は、財産権に対する合理的な制約として、憲法第二十九条に照らしても許容されるものと考えている。また、現行制度をこのまま継続した場合には、遅くとも平成十四年度には年金財政が底堅し、農業者老齢年金の給付等に要する費用を賄うため保険料の大幅な引上げが求められる状況に立ち至ることとなる。しかしながら、世代間の公平を確保する観点から、既裁定年金額の引下げにより経営移譲年金の既裁定者にも応分の負担を求めた上で、現行制度に係る既裁定者及び未裁定者に支給する年金について、農業者老齢年金を含めその財源を国庫で負担することとし、併せて財政方式を変更することとする今回の制度改正によって、被保険者の負担能力を超える保険料の引上げという事態が回避されることも、当該年金額引下げが公共の福祉に適合するかどうかを判断するに当たって勘案すべき重要な事項の一つであると考えている。

(参考1) 昭和53年7月12日最高裁大法廷判決

1. 事案の概要

- 国が買収した農地について、事後の法律改正により、当該農地の旧所有者に対する売払いの価格を引き上げたことが、憲法が保障する財産権の侵害に当たるとして国を訴えた事案。

(注) 昭和46年改正前の農地法第80条においては国が買収した農地について、自作農の創設等の目的に供しないことを相当とする事実が生じた場合、当該農地の旧所有者は国に対して買収当時の対価相当額をもって当該農地の売払いを請求する権利を取得することとされていた。

昭和46年の「国有農地等の売払いに関する特別措置法」により、農地法第80条が改正され、売払いの対価は時価の7割とされた。この間、土地価格が急騰していたことから、時価の7割は支払い価格の引き上げとなる。

(参考)

【日本国憲法】

- 第二十九条財産権は、これを侵してはならない。
- 財産権の内容は、公共の福祉に適合するように、法律でこれを定める。
- 私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる。

2. 判決の内容

- 原告の請求を棄却。
- 「憲法二九条一項は、『財産権は、これを侵してはならない。』と規定しているが、同条二項は、『財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。』と規定している。したがつて、法律でいつたん定められた財産権の内容を事後の法律で変更しても、それが公共の福祉に適合するようにされたものである限り、これをもつて違憲の立法ということができないことは明らかである。そして、右の変更が公共の福祉に適合するようにされたものであるかどうかは、いつたん定められた法律に基づく財産権の性質、その内容を変更する程度、及びこれを変更することによって保護される公益の性質などを総合的に勘案し、その変更が当該財産権に対する合理的な制約として容認されるべきものであるかどうかによって、判断すべきである。」

(参考2) 国会議員互助年金廃止法・被用者年金一元化法案における既裁定年金の減額について

(1) 国会議員互助年金廃止法（平成18年4月1日施行）による既裁定者の年金減額

- 廃止の際、既裁定者については、以下の区分に応じ、既裁定年金額に当該割合を乗じて得た額を支給。（最大で100分の10（10%）の減額）

・H6.12以後の退職者	100分の90
・H2.7～H6.11の退職者	100分の92
・S59.4～H2.6の退職者	100分の93
・S56.4～S59.3の退職者	100分の96
・S56.3以前の退職者	100分の100

(2) 被用者年金一元化法案（平成19年4月国会提出、審議未了のまま衆議院解散により平成21年7月廃案）による既裁定者の年金減額

- 恩給期間に係る給付額を一律27%減額。
- ただし、憲法上の財産権である既裁定年金の保障や受給者の生活の安定の観点から、恩給期間（27%減額）と共済期間（減額なし）を合計した給付額全体に対する減額率は10%を上限とした。

[参考]

国共済・地共済の現行制度創設時（国共済は昭和34年、地共済は37年）に、従来の恩給制度から社会保険方式に切り替えられ、恩給期間分も年金として支給することとされた。恩給期間分は元来、保険料財源ではなく、恩給としての支給が予定されていたことを踏まえ、国・地方公共団体等が「追加費用」として負担している。この追加費用を削減するための減額措置。

※計算例

$$\begin{aligned} \textcircled{1} & \text{ 恩給期間 20年・共済期間 20年 } & (20 \times 27\%) + (20 \times 0\%) \div 40 = 13.5\% \rightarrow 10\% \\ \textcircled{2} & \text{ 恩給期間 10年・共済期間 30年 } & (10 \times 27\%) + (30 \times 0\%) \div 40 = 6.75\% \end{aligned}$$

- また、年250万円以下の給付額は減額せず、年250万円を超える者の額も250万円を下限とした。